

金沢市スポーツ遺産認定要領

令和元年9月19日決裁

1. この要領は、金沢市スポーツ文化推進条例（平成30年条例第2号）第13条第2項に規定するスポーツに関する有形又は無形の文化的所産で価値の高いもの（以下「金沢市スポーツ遺産」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 市は、3. に定める基準に従い、金沢市スポーツ遺産と認定すべき候補を選定し、金沢市スポーツ推進審議会の承認を得て、金沢市スポーツ遺産を認定するものとする。
3. 金沢市スポーツ遺産の認定に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 有形遺産

ア 以下の条件のいずれかに該当する本市にゆかりのある者の活動に密接に関連する物

(ア) 世界新記録又は日本新記録を樹立した競技者

(イ) 国際大会に出場した競技者

(ウ) 市民の記憶に残る成績を修めた競技者

(エ) 後世に語り継ぎたい指導者又は功労者

イ 本市のスポーツの発展を支えた場所又はそれを象徴する物

ウ 本市のスポーツの歴史を語る上で欠くことのできない物

エ その他本市のスポーツにおいて価値の高い物

(2) 無形遺産

ア (1)ア各号に掲げる者の活動に関する事実

イ 本市のスポーツの歴史を語る上で欠くことのできない事実

ウ その他本市のスポーツにおいて価値の高い活動に関する事実